



(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法 律〕

- 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法(六一)
- 被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の一部を改正する法律(六二)

(六一)

- 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(六三)
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律(六四)

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(六五)

- 死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律(六六)
- 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律(六七)

〔政 令〕

- 文部科学省組織令の一部を改正する政令(一八九)
- 原子力規制委員会設置法の一部の施行期日を定める政令(一九〇)

〔府 令〕

- 原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(一九一)
- 予算決算及び会計令の一部を改正する政令(一九二)
- 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行期日を定める政令(一九三)

〔省 令〕

- 食品安全委員会令第一条第一項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令の一部を改正する内閣府令(内閣府四〇)
- 文部科学省組織規則及び科学技術政策研究所組織規則の一部を改正する省令(文部科学二一)

本号で公布された  
法令のあらまし

◇大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法(法律第六一号)(法務省)

1 趣旨

この法律は、大規模な災害の被災地において、当該災害により借地上の建物が滅失した場合における借地権者の保護を図るための借地借家に関する特別措置を定めることとした。(第一条関係)

2 特定大規模災害及びこれに対して適用すべき措置等の指定

大規模な火災、震災その他の災害であつて、その被災地において借地権者の保護その他の借地借家に関する配慮をすることが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害を特定大規模災害として政令で指定することとし、この政令においては、適用すべき措置及び地区を指定しなければならないこととした。(第二条関係)

3 借地契約の解約等の特例

特定大規模災害により借地権の目的である土地の上の建物が滅失した場合においては、2の政令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、借地権者は、地上権の放棄又は土地の賃貸借の解約の申入れをすることができることとし、この場合においては、借地権は、地上権の放棄又は土地の賃貸借の解約の申入れがあつた日から三月を経過することによって消滅することとした。(第三条関係)

4 借地権の対抗力の特例

借地借家法第一〇条第一項の場合において、建物の滅失があつても、その滅失が特定大規模災害によるものであるときは、2の政令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、借地権を第三者に対抗することができるとするとともに、借地権者が、その建物を特定するために必要な事項等を土地の上の見やすい場所に掲示するときは、2の政令の施行の日から起算して三年間は、借地権を第三者に対抗することができることとした。(第四条関係)

5 土地の賃借権の譲渡又は転賃の許可の特例

特定大規模災害により借地権の目的である土地の上の建物が滅失した場合には、裁判所は、2の政令の施行の日から起算して一年以内にされる借地権者の申立てにより、土地の賃借権の譲渡又は転賃について借地権設定者の承諾に代わる許可を与えることができることとした。(第五条関係)

6 強行規定

3から5までの規定に反する特約で借地権者又は転借地権者に不利なものは、無効とすることとした。(第六条関係)

7 被災地短期借地権

2の政令の施行の日から起算して二年を経過する日までの間に、2の政令で指定された地区に所在する土地について借地権を設定する場合においては、公正証書による等書面によつて、存続期間を五年以下とし、かつ、契約の更新及び建物の築造による存続期間の延長がないこととする旨を定めることができることとした。(第七条関係)

8 従前の賃借人に対する通知

特定大規模災害により賃借権の目的である建物が滅失した場合において、従前の賃借人がその敷地上に新たに建物を築造し、又は築造しようとする場合であつて、2の政令の施行の日から起算して三年を経過する日までの間にその建物について賃貸借契約の締結の勧誘をしようとするときは、従前の賃借人は、従前の賃借人のうち知れている者に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならないこととした。(第八条関係)

9 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の一部を改正する法律(法律第二二号)(法務省)

1 総則

この法律は、大規模な災害により、その全部が滅失した区分所有建物の再建及びその敷地の売却、その一部が滅失した区分所有建物及びその敷地の売却並びに当該区分所有建物の取壊し等を容易にする特別の措置を講ずることにより、被災地の健全な復興に資することを目的とすることとした。(第一条関係)

2

## 基本的施策

## (一) 子どもの貧困対策に関する大綱(第八条関係)

(1) 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱(以下「大綱」という。)を定めなければならないこととした。

(2) 大綱は、次に掲げる事項について定めることとした。

イ 子どもの貧困対策に関する基本的な方針

ロ 子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

ハ 教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項

ニ 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

(3) 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならないこととした。

(4) 内閣総理大臣は、(3)の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならないこととした。

(5) (3)及び(4)は、大綱の変更について準用することとした。

(6) (2)ロの「子どもの貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」の定義は、政令で定めることとした。

(二) 都道府県子どもの貧困対策計画(第九条関係)

(1) 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画(以下「計画」という。)を定めるよう努めることとした。

(2) 都道府県は、計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこととした。

(三) 教育の支援

国及び地方公共団体は、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずることとした。(第一〇条関係)

## (四) 生活の支援

国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活に関する支援のために必要な施策を講ずることとした。(第一一条関係)

(五) 保護者に対する就労の支援

国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子ども及びその保護者の自立を図るための就労の支援に関し必要な施策を講ずることとした。(第一二条関係)

(六) 経済的支援

国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずることとした。(第一三条関係)

(七) 調査研究

国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずることとした。(第一四条関係)

子どもの貧困対策会議

(一) 設置及び所掌事務等(第一五条関係)

(1) 内閣府に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議(以下「会議」という。)を置くこととした。

(2) 会議は、次に掲げる事務をつかさどることとした。

イ 大綱の案を作成すること。

ロ イに掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関する重要事項について審議し、及び子どもの貧困対策の実施を推進すること。

(3) 文部科学大臣は、会議が(2)の規定により大綱の案を作成するに当たり、2の(一)(2)イから二までに掲げる事項のうち文部科学省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならないこととした。

(4) 厚生労働大臣は、会議が(2)の規定により大綱の案を作成するに当たり、2の(一)(2)イから二までに掲げる事項のうち厚生労働省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならないこととした。

(5) 内閣総理大臣は、会議が(2)の規定により大綱の案を作成するに当たり、関係行政機関の長の協力を得て、2の(一)(2)イから二までに掲げる事項のうち(3)及び(4)のもの以外のものである部分の素案を作成し、会議に提出しなければならないこととした。

(二) 組織等(第一六条関係)

(1) 会議は、会長及び委員をもって組織することとした。

(2) 会長は、内閣総理大臣をもって充てることとした。

(3) 委員は、会長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てることとした。

(4) 会議の庶務は、内閣府において文部科学省、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て処理することとした。

4

## 附則

(一) 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認められるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。(附則第二條関係)

(二) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(法律第六五号)(内閣府本部)

## 総則

(一) この法律は、障害者基本法の基本的な理念ののっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、差別の解消を推進し、もって全ての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とすることとした。(第一條関係)

(二) 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に必要となる施策を策定し、実施しなければならないこととした。(第三條関係)

(三) 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならないこととした。(第五條関係)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を作成し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向、行政機関等が講ずべき措置に関する基本的な事項、事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項等を定めることとした。(第六條第一項及び第二項関係)

## 3

行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(一) 行政機関等における障害を理由とする差別の禁止

(1) 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者との不当な差別の取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならないこととした。(第七條第一項関係)

(2) 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならないこととした。(第七條第二項関係)

(二) 止

(1) 止 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者との不当な差別の取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならないこととした。(第八條第一項関係)

- (2) 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならないこととした。(第八条第二項関係)
- (三) 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領を定めることとした。(第九条関係)
- (四) 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領を定めるよう努めることとした。(第一〇条関係)
- (五) 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針を定めることとした。(第一一条関係)
- (六) 主務大臣は、特に必要があると認めるときは、指針に定める事項について、事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができることとした。(第十二条関係)
- (七) 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律の定めるところによることとした。(第十三条関係)
- 4 措置
- (一) 相談及び紛争の防止等のための体制の整備、啓発活動、情報の収集、整理及び提供に係る規定を設けることとした。(第十四条第一、六条関係)
- (二) 障害者差別解消支援地域協議会
- (1) 国及び地方公共団体の機関であつて、障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するものは、地方公共団体の区域

- において関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会を組織できることとした。(第一七条第一項関係)
- (2) 協議会は、情報の交換、障害者からの相談及び事例を踏まえた協議並びに障害を理由とする差別を解消するための取組を行うこととした。(第一八条第一項及び第二項関係)
- (3) 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととした。(第一九条関係)
- 5 施行期日
- この法律は、一部の規定を除き、平成二八年四月一日から施行することとした。
- ◇死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律(法律第六六号)(法務省)
- 1 趣旨
- この法律は、死刑に処せられた罪について再審において無罪の言渡しを受けてその判決が確定した者(以下「死刑再審無罪者」という。)については、死刑の判決が確定した後は、仮釈放もなく社会復帰への希望を持つことが著しく困難であるため国民年金の保険料の納付等の手続をとらなかつたことがやむを得ないと認められることに鑑み、死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関し必要な事項を定めることとした。(第一条関係)
- 2 国民年金の給付を行うための国民年金の保険料の納付の特例
- (一) 死刑再審無罪者は、死刑判決確定日から無罪判決確定日の前日までの期間(3において「対象期間」という。)のうち国民年金法等の被保険者期間であるもの(保険料納付済期間等を除く。)に係る保険料を納付することができることとした。(第二条第一項関係)
- (二) (一)の納付は、無罪判決確定日から起算して一年を経過する日までの間において、一括して行われなければならないこととした。(第二条第二項関係)

- (三) (一)により保険料が納付されたときは、無罪判決確定日に、当該納付に係る期間の各月の当該死刑再審無罪者の国民年金の保険料が納付されたものとみなすこととした。(第二条第三項関係)
- 3 特別給付金の支給
- 国は、2の(一)により保険料が納付された場合には、国民年金法の規定による老齢基礎年金等の支給開始年齢に達した日の属する月の翌月以後に死刑再審無罪者となつた者に対し、当該者の請求により、六〇歳に達した日に対象期間のうち被保険者期間であるものに係る保険料が納付されたものとみなして計算された老齢基礎年金等が支給開始年齢に達した日の属する月の翌月から無罪判決確定日の属する月まで支給された場合における当該老齢基礎年金等の額に相当する額として政令で定めるところにより計算した額の特別給付金を支給することとした。(第三条関係)
- 4 譲渡等の禁止等
- (一) 3の特別給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととした。(第四条第一項関係)
- (二) 租税その他の公課は、3の特別給付金として支給を受けた金銭を標準として、課することとできないこととした。(第四条第二項関係)
- 5 情報の提供
- 厚生労働大臣及び日本年金機構並びに法務大臣は、法務省令・厚生労働省令で定めるところにより、2の(一)の保険料の納付及び3の特別給付金の支給に関し、相互に必要な情報の提供を行うこととした。(第五条関係)
- 6 遡及適用
- 2から5までは、この法律の施行の日前に死刑再審無罪者となつた者についても適用することとした。(附則第二条関係)
- 7 矯正施設に収容中の者に対する国民年金の保険料の納付等の手続に関する指導
- 政府は、矯正施設に収容中の者に対し、国民年金の保険料の免除の申請その他の国民年金の保険料の納付等の手続に関し、必要な指導を行うこととした。(附則第三条関係)

- 8 施行期日
- この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。
- 1 目的
- ◇民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律(法律第六七号)(国土交通省)
- この法律は、民間の能力を活用した国管理空港等(国管理空港及び地方管理空港等をいう。)の運営等に関する基本方針の策定、国管理空港特定運営事業及び地方管理空港特定運営事業に係る関係法律の特例その他の民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に必要な措置を定めることにより、国管理空港等の機能の強化及びその有効な活用による利用者の利便の向上を通じて我が国における航空輸送需要の拡大を図り、もつて航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び地域経済の活性化その他の地域の活力の向上に寄与することを目的とするものとした。(第一条関係)
- 2 定義
- (一) この法律において「国管理空港特定運営事業」とは、国管理空港における(1)に掲げる事業及び当該事業と併せて実施される当該国管理空港に係る(2)から(5)までに掲げる事業をいうこととした。(第二条第五項関係)
- (1) 空港の運営等であつて、着陸料等を自らの収入として収受するもの
- (2) 空港航空保安施設の運営等であつて、その使用料金を自らの収入として収受するもの
- (3) 空港(公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第二条に規定する特定飛行場であるものに限る。)の周辺における航空機の騒音その他の航空機の運航により生ずる障害を防止し、又は当該航空機の周辺における生活環境の改善に資するために行う事業
- (4) (3)に掲げるもののほか、空港の周辺における航空機の騒音その他の航空機の運航により生ずる障害を防止するため、又は当該空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う事業
- (5) (1)から(4)までに掲げる事業に附帯する事業

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(内閣府設置法の一部改正)

第三条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。  
第四条第二項中「保護並びに」を「保護、」に改め、「推進」の下に「並びに子どもの貧困対策の推進」を加え、同条第三項第四十六号の二の次に次の一号を加える。

四十六の三 子どもの貧困対策に関する大綱(子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十四号)第八条第一項に規定するものをいう。)の作成及び推進に関する事  
第四十条第三項の表目録総合対策会議の項の次に次のように加える。

子どもの貧困対策会議

子どもの貧困対策の推進に関する法律

(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第四条 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第六十九条のうち内閣府設置法第四条第二項の改正規定中「保護」を「推進」に改める。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十五年六月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第六十五号

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条―第五条)

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(第六条)

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置(第七条―第十三条)

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置(第十四条―第二十条)

第五章 雑則(第二十一条―第二十四条)

第六章 罰則(第二十五条・第二十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的な人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消

の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとつて日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。)及び地方独立行政法人をいう。

四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。  
イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関

ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関(これらの機関のうちこの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)

ハ 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項に規定する機関(ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)

ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十条第六号第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの

ホ 国家行政組織法第八号の二の施設等機関及び同法第八号の三の特別の機関で、政令で定めるもの

ヘ 会計検査院

五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。  
イ 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。)

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人(独立行政法人を除く。)(又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの)

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法(平成十五年法律第十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人(同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。)をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に關して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。



(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

## 第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

## 第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

## (地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

## (事業者のための対応指針)

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

## (事業主による措置に関する特例)

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）の定めるところによる。

## 第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

## (啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

## (情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

## (障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であつて、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

（協議会の事務等）

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に關し他の構成機関等から要請があつた場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に關し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（主務大臣）

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

（地方公共団体の処理する事務）

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

（権限の委任）

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

（政令への委任）

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

（基本方針に関する経過措置）

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

（国等職員対応要領に関する経過措置）

第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

（地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置）

第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

（対応指針に関する経過措置）

第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

（政令への委任）

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

（障害者基本法の一部改正）

第八条 障害者基本法の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項に次の一号を加える。

四 障害を理由とする差別の解消の推進に關する法律（平成二十五年法律第六十五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

（内閣府設置法の一部改正）

第九条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四十条第三項第四号の次に次の一号を加える。

四十四の二 障害を理由とする差別の解消の推進に關する基本方針（障害を理由とする差別の解消の推進に關する法律（平成二十五年法律第六十五号）第六条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に關すること。

御 名 御 璽

内閣総理大臣 安倍 晋三

平成二十五年六月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三